

平成28年4月1日

最終改正 令和2年11月1日

優良工事施工業者表彰制度の実施について（お知らせ）

知 多 市

知多市では、平成28年4月1日から、優良工事施工業者表彰制度を実施しています。

1 優良工事施工業者表彰制度とは

知多市が発注する建設工事を特に優良な成績で完了させた建設業者を表彰することにより、工事の品質の確保及び施工技術の向上を図ることを目的とする制度です。

2 表彰の対象者

表彰の対象者は、以下の要件を全て満たす建設工事を元請負した業者です。

- (1) 表彰の前年度に完了した市発注工事であること。
- (2) 知多市による工事成績の評定を受け、その結果が80点以上のもの。

ただし、表彰の前年度から表彰の日までの間に、以下の要件のいずれかに該当した者は、対象者とはなりません。

- (1) 知多市から指名停止又は指名見合せの措置を受けていた者
- (2) 施工した工事の成績評定の結果が、1件でも65点未満であった者
- (3) その他、対象者としてふさわしくない行為等があったと認められる者

3 表彰の方法

表彰は、対象者に感謝状を贈呈することにより行います。

ご不明な点につきましては、財政課までお問い合わせください。